

不動産の公正競争規約

【 正 誤 表 】

(1) 48ページ以下の「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 施行規則」

① 値引と認められる経済上の利益及び取引価額

(下線部が変更箇所)

正	誤
<p>48ページ (値引と認められる経済上の利益)</p> <p>第1条 2 前項に規定する値引と認められる経済上の利益に該当するものを例示すれば次のとおりである。 (5) 価格交渉過程において不動産の代金等の減額に代えて住宅機器その他住宅に関連する物品等を付加又は提供すること。</p>	<p>48ページ (値引と認められる経済上の利益)</p> <p>第1条 2 前項に規定する値引と認められる経済上の利益に該当するものを例示すれば次のとおりである。 (5) 価格交渉過程において不動産の代金等の減額に代えて住宅機器その他住宅に関連する物品等を付加<u>若しくは</u>提供すること。</p>
<p>49ページ (取引価額)</p> <p>第5条 規約第3条に規定する取引価額は次の各号に掲げるところによる。 (2) 事業者自らが当事者(代理して取引を行う場合を含む。)となって不動産を賃貸する場合(媒介を行う事業者と共同して行う場合を含む。)は、当該賃貸借契約を締結するために必要な費用の額(名目のいかんを問わず賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く。)とする。<u>また、一定期間契約を継続した後に賃借人に景品類を提供するとして、賃貸借契約締結前に告知して景品類を提供する場合は、この費用に、当該契約締結から一定期間に当該賃借人が支払った総額を加えることとする。</u> ただし、土地の賃貸借で権利金(権利金その他いかなる名義をもってするかを問わず権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。)の授受があるものについては、当該権利金の額とする。</p>	<p>49ページ (取引価額)</p> <p>第5条 規約第3条に規定する取引価額は次の各号に掲げるところによる。 (2) 事業者自らが当事者(代理して取引を行う場合を含む。)となって不動産を賃貸する場合(媒介を行う事業者と共同して行う場合を含む。)は、当該賃貸借契約を締結するために必要な費用の額(名目のいかんを問わず賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く。)とする。ただし、土地の賃貸借で権利金(権利金その他いかなる名義をもってするかを問わず権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。)の授受があるものについては、当該権利金の額とする。</p>

不動産の公正競争規約

【 正 誤 表 】

② 51ページの附則における規則の変更。

(下線部が変更箇所)

正	誤
<p>附則 この規則の変更は、公正取引委員会の承認のあった日（平成18年12月12日）から施行する。</p> <p>附則 この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。</p> <p>附則 <u>1 この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認のあった日（令和元年11月13日）から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の変更の施行の日前に事業者が行った景品類の提供については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附則 この規則の変更は、公正取引委員会の承認のあった日（平成18年12月12日）から施行する。</p> <p>附則 この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。</p>

(2) 52ページの資料「2 取引価額（景品規約施行規則第5条関係）」の中、「取引態様等」の箇所で記載する「②賃貸」のうち、「貸主又は代理の場合で賃貸住宅等の場合」における取引価額。

(下線部が変更箇所)

正	誤
<p>・賃貸借契約を締結するために必要な費用の額（敷金など賃貸借契約満了後に返金される金銭を除く。）<u>。また、一定期間契約を継続した後に賃借人に景品類を提供するとして、賃貸借契約締結前に告知して景品類を提供する場合は、この費用に、当該契約締結から一定期間に当該賃借人が支払った総額を加えることとする。</u></p>	<p>・賃貸借契約を締結するために必要な費用の額（敷金など賃貸借契約満了後に返金される金銭を除く。）</p>

(3) 56ページの「地区不動産公正取引協議会とその加盟団体」の中、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会の加盟団体。

正	誤
<p>(一社) 近畿住宅産業協会</p>	<p>(一社) 全国住宅産業協会</p>